

横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ指定管理者選定委員会

選 定 委 員 ・ 事 務 局 名 簿

選定委員（五十音順）

岩井 清	保護司・神奈川県薬物乱用防止指導員
佐藤 真理子	横浜市民生委員・児童委員
新保 美香	明治学院大学社会学部助教授
須田 幸隆	横浜市社会福祉士会会長
横山 茂	福祉局生活福祉部長

事務局

富田 和彦	福祉局援護対策担当課長
市川 裕章	福祉局援護対策担当係長
水原 伸浩	福祉局援護対策担当

指定管理者制度の概要

【地方自治法改正による指定管理者制度の導入】

「公の施設」の管理運営主体については、地方自治法により公共的団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。

これにより、管理委託をしている「公の施設」については、施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)に、原則として指定管理者制度に移行することとなりました。

【制度創設の目的】

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

【管理委託制度(従来)と指定管理者制度との違い】

従来は公共団体等に限定されていた管理運営主体が民間事業者にまで広げられたこと以外にも、主に下の表のような相違点があります。

	管理委託制度 (改正前)	指定管理者制度 (改正後)
管理運営主体 (市が施設の管理運営を委ねる相手方)	公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 相手方を条例で規定	民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) 議会の議決を得て指定
権限と業務の範囲	施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	委託の条件、相手方等を規定	指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	委託契約	協定 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

【今後の対応】

改正地方自治法で定められた経過措置期間が終わる平成18年9月1日までに、従来外郭団体等に委託してきた施設については、原則として指定管理者制度に移行することになります。

指定管理者の選定方法については、原則として公募を実施し、管理団体を選定します。

【選定委員の概要】

- 「公の施設」の管理運営の指定を希望し、応募してきた団体のうちから、
- ・施設の利用に関する不当な差別的取扱いが行なわれるおそれのない団体
 - ・設置目的に則した効果的、効果的な管理を行うことができる団体
 - ・施設の管理を安定して行う人的・物的能力を有する団体
 - ・その他必要と認める事項を満たす団体

の各条件を満たす団体を公平かつ適正に選定します。市は指定管理者の決定にあたり、選定委員会の意見を聴かなければなりません。

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの概要

1 事業概要

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する者等で自立への援助を必要とする者を自立支援宿泊所に入所させ、生活相談・指導及び就労援助等を通じて自立を支援する。

2 施設の概要

- (1) 名称 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ
- (2) 所在地 横浜市中区寿町4丁目13番地1
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造り 地下1階地上7階
- (4) 施設内容 (延床面積 約 3,200 m²)
 地下1階：発電機室、倉庫
 1階：駐車場、事務・守衛室、荷物用EV室、アラーム弁室・PS、
 2階：職業相談室、居室、脱衣室、洗濯室、談話室、当直室(男子)、女子更衣室、当直室(女子)、
 3階：入所者面接室、多目的室、食堂、アラーム弁室・PS、下処理室、事務室、洗濯室、休憩室、倉庫、休憩室(厨房用)
 4階：居室、アラーム弁室、洗面室、浴室、脱衣室、リネン室
 5階～7階：居室、脱衣室、アラーム弁室・PS、洗面室、事務室、リネン室
- (5) 利用定員 226名
- (6) 利用期間 30日以内。ただし、福祉保健センター長が認める場合は180日を限度として30日を超えて利用できる。福祉保健センター長はまた、退所日が横浜市の休庁日にあたる場合については、その日以降の最初に来る開庁日まで利用期間を延長して利用を許可することができる。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については福祉局長が行うものとする。
- (7) 運営根拠法令
 横浜市ホームレス自立支援施設条例
 横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則
 横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱
 ホームレス自立支援事業実施要綱(国)

3 現運営団体

社会福祉法人 神奈川県匡済会 理事長 原 範行

4 職員数

施設長	事務員	生活指導員	看護師	職業相談員(職安より派遣)
1名	1名	22名	1名	3名

5 援助内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間(原則30日以内、最大180日以内)
自立援護	生活相談及び指導、居宅確保等への援助(あんしん入居事業等) 公共職業安定所職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

平成16年度ホームレス自立支援施設運営実績報告

横浜市ホームレス自立支援施設 はまかぜ

1 入所実績

○ 月別入所状況

	延数	実数	内女性	実数
4月	152	152	7	7
5月	119	119	5	5
6月	155	155	8	8
7月	165	164	9	9
8月	159	159	7	7
9月	159	159	5	5
10月	165	165	9	9
11月	161	161	5	5
12月	163	162	8	7
1月	160	160	3	3
2月	148	148	4	4
3月	168	168	7	7
16年度	1,874	1,533	77	70
15年度	2,022	1,465	66	58
14年度	2,474	1,441	32	30

平成15年6月1日よりまつかげ宿泊所から横浜市自立支援施設「はまかぜ」に移転。

○ 依頼区別入所状況

	延数	内女性
中	1,374	28
南	29	9
西	123	9
鶴見	108	8
神奈川	67	7
港南	16	1
保土ヶ谷	30	1
旭	13	1
磯子	11	
金沢	17	2
港北	29	
緑	12	
青葉	2	
都筑	8	1
戸塚	13	1
栄	6	2
泉	5	2
瀬谷	11	5

2 在所延べ数

14年度	15年度	16年度
64,660	67,438	67,168

1日平均入所数

14年度	15年度	16年度
10.0	8.2	7.6

1日平均在所数

14年度	15年度	16年度
177.2	184.3	184.0

入所定員は、平成12年8月1日より204人(女性4人)、平成15年6月1日(はまかぜ移転)により226人(女性20人)としています。

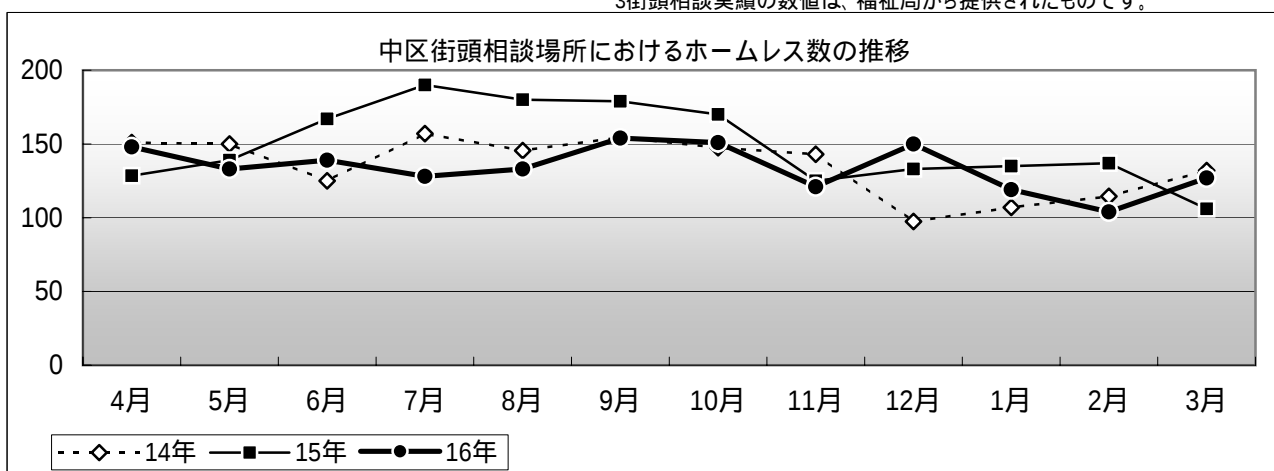
入所期間は、平成12年5月1日より30日以内(最大180日)としています。

3 街頭相談実績

	年度	実施回数	相談件数	内入所	入所率
全体	16年度	24	1,166	110	9.4%
	15年度	24	1,368	127	9.3%
	14年度	27	1,413	242	17.1%
中	16年度	12	789	72	9.1%
	15年度	13	885	98	11.1%
	14年度	22	1,260	226	17.9%
	W杯対策	3	370	3(136)	-
西	16年度	12	350	38	10.9%
	15年度	11	443	27	6.1%
	14年度	5	153	16	10.5%
	W杯対策	3	76	13	17.1%
神奈川	16年度	5	27	-	-
	15年度	5	40	2	5.0%

「中-W杯対策-内入所者」の()内は簡易宿泊所への入所数です。

3街頭相談実績の数値は、福祉局から提供されたものです。



4 健康診断状況

	14年度	15年度	16年度
呼吸器・肺疾患	128	76	101
(TB)	64	37	43
胃・肝臓・腎臓・腸	328	300	277
心臓・高血圧・血管	825	815	972
糖尿病	293	265	393
皮膚疾患	51	35	37
腰痛・外傷等	156	149	106
その他	160	295	401

5 入所前の状況

	14年度	15年度	16年度
屋外生活をしていた	822	621	567
簡易宿泊所等で生活	1,524	1,261	1,135
アパート・自宅で生活	23	30	31
医療機関・施設で生活	58	61	84
その他	36	41	55
不明	11	8	2

6 職業相談事業実績

求職			職業紹介		就職	
	前月からの継続	新規求職申込件数	相談件数	紹介件数	常用決定件数	臨時決定件数
当月	10	27	88	38	11	0
16年度		285	1,071	511	170	0
15年度		275	1,050	444	149	0
14年度		138	289	100	29	0

職業相談室を経由した件数のみで、「8退所実績・退所理由」の「就労」とは一致しません。

7 年齢分布

		20未満	20代	30代	40代	50代	60～64	65以上	平均
16年度	延数	5	57	200	418	826	263	105	51.3
	内女性	1	6	9	13	20	12	16	52.2
15年度	延数	2	65	190	429	945	274	117	51.5
	内女性	0	8	7	8	23	7	13	53.2
14年度	延数	2	36	213	570	1,215	340	98	51.9
	内女性	0	2	4	4	12	5	4	52

8 退所実績

○ 月別退所状況

16年度	延数	実数	内女性	実数
4月	156	155	5	5
5月	138	137	3	3
6月	126	126	7	7
7月	160	159	10	10
8月	181	181	8	8
9月	147	147	6	6
10月	163	163	6	6
11月	165	163	10	10
12月	163	163	7	7
1月	157	156	4	4
2月	161	160	6	6
3月	154	153	1	1
16年度	1,871	1,533	73	67
15年度	2,003	1,426	64	56
14年度	2,487	1,452	34	32

○ 退所理由

		14年度	15年度	16年度	
		延数	延数	延数	内女性
屋外生活から脱却した者	居宅等の確保	1,379	1,109	904	19
	入院	312	218	211	8
	他施設入所	34	44	60	15
	就労	208	170	226	6
	(内常勤就労)	46	85	171	6
小計		1,933	1,541	1,401	48
屋外生活に戻った可能性の高い者	期限	219	173	177	3
	自主	57	57	55	5
	無断	121	80	81	2
	その他	157	152	157	15
小計		554	462	470	25
合計		2,487	2,003	1,871	73
屋外生活からの脱却率(%)		77.7%	76.9%	74.9%	65.8%

9 住宅相談実績

	前月からの継続人数	新規申込者数	相談件数	紹介件数	決定件数
当月	0	1	1	1	1
16年度		16	16	15	11
15年度(11月～3月)		8	9	9	6

横浜市のホームレス対策の概要

1 ホームレス自立支援事業（平成6年9月事業開始）

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する者等で自立への援助を必要とする者を、福祉保健センターから自立支援施設「はまかぜ」に入所させ、生活相談・指導及び就労援助等を通じて自立を支援します。

(1) 処遇内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間（原則30日以内、最大180日以内）、定員226名
自立援護	生活相談及び指導、居宅確保等への援助（あんしん入居事業等） 公共職業安定所から派遣された職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

平成12年5月より緊急一時保護施設から自立支援宿泊所に制度変更

(2) 事業実績

延べ入所者数

(人)

	11年度入所者	12年度入所者	13年度入所者	14年度入所者	15年度入所者
自立支援宿泊所	2,402	2,107	2,504	2,474	2,022

入所定員は平成12年4月まで100人、平成12年5月より134人、12年8月より204人、15年6月より226人。（平成13年3月までの定員は、まつかけ宿泊所に南浩生館の30人を含む。）

2 ホームレス総合相談推進事業

(1) ホームレス巡回相談指導事業（平成16年4月事業開始）

昭和54年11月から関内駅周辺を中心にホームレスに対し、必要な助言、指導等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成6年11月からは、関係局区と自立支援宿泊所が連携し、毎月2回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成16年4月には、ホームレス巡回相談室を新たに設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、関係機関と連携し、相談員及び看護師等が市内の巡回を行い、ホームレスに対して面談の実施や必要な指導、健康相談を行っています。

(2) ホームレス総合相談推進協議会

巡回相談を効果的に行うため、学識経験者、地域住民、ホームレス支援団体等を委員とする「ホームレス総合相談推進協議会」を設置しています。

3 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）（平成16年11月事業開始）

主に中区中村川沿いの定住型ホームレスに対して、公共用地からの移動を働きかけ、健康状態の悪化防止と生活環境の改善を図り、ホームレスからの脱却を促進することを目的に、緊急一時的な宿泊場所（シェルター）を平成16年11月に設置しました。

概要

名称	中村川寮
設置場所	中区松影2丁目（旧まつかげ宿泊所跡地）
宿泊援護	洗濯、シャワーの提供 入所期間（原則6か月以内、最大1年以内）
定員	30名
自立援護	生活相談及び指導
健康診断	健康診断の実施

4 ホームレス衛生改善事業（平成16年8月事業開始）

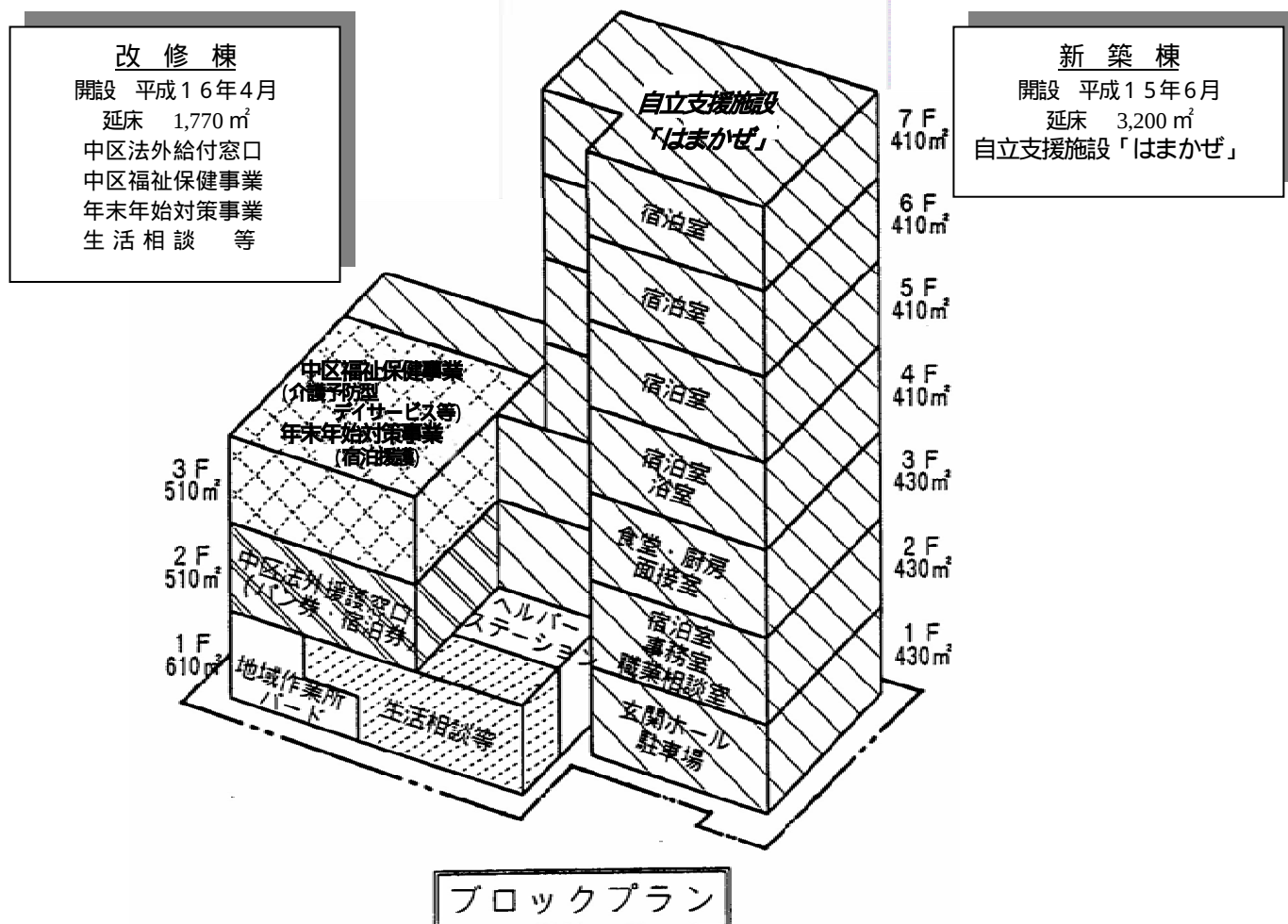
寿福祉プラザ内に設置されているシャワー室において、給食援護等を受けた者を対象にシャワーの援護を行

参考

横浜市寿福祉プラザ事業（16年4月事業開始）

平成15年6月にホームレス自立支援施設が新築棟へ移転し、自立支援施設「はまかぜ」として事業を開始しました。

改修棟（障害者施設跡）には、寿生活館2階で相談を行ってきた本市直営機関が平成16年4月に移転し寿地区対策担当として1階で相談事業を開始しています。改修棟には、巡回相談室の事務所、2階には、中区法外援護窓口があり、3階では介護予防型デイスサービス事業が行われています。



平成16年度 横浜市ホームレス概数調査結果

福祉局援護対策担当

1 調査概要

目 的	ホームレス自立支援施策等の基礎資料収集
時 期	平成16年8月
調査区域	市 域
方 法	目視による概数の把握
体 制	(福)神奈川県匡済会、福祉局
調査対象者	公園、公共建物、地下等の屋外で小屋、ダンボール、テント等の方法で寝起きしている者。(自立支援施設等の入所者は対象外とした。)

2 調査結果

人数	男性	女性	定住型	移動型	滞在か所数
659	646	13	379	280	106

3 区別人数

区名	人数	男性	女性	区名	人数	男性	女性
鶴見	45	45	0	金沢	18	18	0
神奈川	49	49	0	港北	36	36	0
西	92	83	9	緑	8	8	0
中	340	338	2	青葉	1	1	0
南	27	27	0	都筑	2	2	0
港南	9	8	1	戸塚	13	13	0
保土ヶ谷	11	10	1	栄	1	1	0
旭	1	1	0	泉	0	0	0
磯子	3	3	0	瀬谷	3	3	0

4 場所別人数

場所	人数	比率	場所	人数	比率
公園	201	30.5%	駅周辺	68	10.3%
公共建築物	67	10.2%	民間建築物	36	5.5%
河川	178	27.0%	地下街	49	7.4%
高架下	29	4.4%	その他	31	4.7%

5 過去の調査との比較

(1) 男女別人数・屋外形態・滞在か所数

調査年	総数	男性	女性	定住型	移動型	定住割合	移動割合	滞在か所
9年8月	371人	365人	6人	109人	262人	29.4%	70.6%	84か所
10年8月	439人	431人	8人	110人	329人	25.1%	74.9%	83か所
11年8月	794人	786人	8人	178人	616人	22.4%	77.6%	96か所
12年8月	627人	617人	10人	206人	421人	32.9%	67.1%	88か所
13年8月	602人	595人	7人	241人	361人	40.0%	60.0%	98か所
14年8月	712人	700人	12人	343人	369人	48.2%	51.8%	115か所
15年1月	470人	460人	10人	295人	175人	62.8%	37.2%	79か所
15年8月	531人	523人	8人	284人	247人	53.5%	46.5%	79か所
16年8月	659人	646人	13人	379人	280人	57.5%	42.5%	106か所

(2) 区別人数

区名	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
鶴見	29	21	44	65	70	92	30	45
神奈川	18	20	24	21	21	26	20	49
西	50	83	84	86	50	69	67	92
中	196	244	534	353	338	376	306	340
南	16	8	32	17	19	21	21	27
港南	3	4	9	4	5	1	0	9
保土ヶ谷	8	12	12	11	14	5	11	11
旭	0	0	1	0	0	1	1	1
磯子	0	1	1	1	0	4	1	3
金沢	11	15	15	20	18	19	11	18
港北	16	19	20	34	45	53	32	36
緑	0	0	0	0	2	6	6	8
青葉	1	0	1	0	0	5	2	1
都筑	1	0	0	3	7	7	4	2
戸塚	22	11	12	9	11	21	11	13
栄	0	1	5	3	1	4	5	1
泉	0	0	0	0	1	1	3	0
瀬谷	0	0	0	0	0	1	0	3

(参考) 他都市のホームレス数

	平成14年度	平成15年1月 (全国調査)	平成15年度	平成16年度
東京都	5,600	6,361	5,656	5,651
川崎市	836	829	1,038	1,028
名古屋市	1,738	1,788	(1,788)	1,418
大阪市	(8,660)	6,603	(6,603)	(6,603)

大阪市の平成14年度結果は、平成10年8月の調査
また、平成15年度以降は調査実施せず
川崎市は、平成15年度より調査範囲を全市に拡大
名古屋市は、平成16年6月調査結果(国、県管轄地域含
む)

(3) 場所別人数

場所	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
公園	112	119	316	233	204	240	143	201
公共建築物	101	135	179	163	175	155	128	67
河川	49	44	135	108	127	199	157	178
高架下	10	6	27	25	30	23	17	29
駅周辺	27	52	52	62	22	25	17	68
民間建築物	39	53	55	12	22	52	51	36
地下街	27	26	28	18	13	9	14	49
その他	6	4	2	6	9	9	4	31
合計	371	439	794	627	602	712	531	659

6 調査結果から

- (1) ホームレスの総数は前年比約10%の増となっています。18区のうち、12区で増、4区で減少しました。
- (2) ホームレスが確認できない区が1区ありました。
- (3) 滞在か所数は、昨年調査時79か所から今回106か所へ、27か所増加しています。
- (4) 屋外の生活形態では、軽装で手荷物を持った移動型の者が42.5%、小屋、テント等による定住型の者は57.5%となり、昨年調査時の移動型46.5%、定住型53.5%と比較して、定住型の比率が若干高くなっています。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定までのスケジュール

選定委員会	時期	事務局
第1回選定委員会開催 ・選定委員会委員長の選出 ・指定管理者選定プロセスの検討 ・公募要項、選定基準について 第2回選定委員会開催 ・公募要項の検討及び決定 ・選定基準の検討及び決定 第3回選定委員会開催 ・書類審査、ヒアリングの実施 ・指定管理者の選定	7月15日	
	8月31日午後	
	9月	広報「よこはま」で指定管理者公募の周知 横浜市ホームページに掲載
	9月20日	公募要項の配付開始
	}	公募要項等の質問については随時受付 施設見学会実施
	10月26日	公募要項の配付終了
	10月24～26日	指定希望団体の応募受け付け
	11月中旬	
	11月下旬	選定結果の通知 指定管理者の選定結果についてホーム ページに掲載。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

平成14年8月7日

法律第105号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施する

に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○横浜市ホームレス自立支援施設条例

平成15年2月25日

条例第1号

(設置)

第1条 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第2条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) ホームレスに対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) ホームレスに対する生活に関する相談及び指導
- (3) ホームレスに対する健康に関する相談及び指導並びに健康診断
- (4) ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援
- (5) ホームレスに対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者の指定等)

第3条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスの生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平にホームレスの自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 4 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用の制限等)

第 6 条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 15 年 5 月規則第 69 号により同年 6 月 1 日から施行)

附 則 (平成 17 年 6 月条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

○横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則

平成 15 年 5 月 30 日

規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市ホームレス自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ(以下「自立支援施設」という。)の定員は、226 人とする。

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 3 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日に属する事業年度の収支計算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(利用期間)

第 4 条 自立支援施設を連続して利用する場合の利用期間は、30 日以内でなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、180 日を限度として、30 日を超えて利用することができる。

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申 請 先)

横 浜 市 長

	所 在 地
申 請 者	団 体 名
	代 表 者 氏 名

横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注 意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成 17 年 7 月 8 日 福保第 1066 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市ホームレス自立支援施設条例第 3 条に規定する横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ（以下「自立支援施設」という。）の指定管理者の指定を公平かつ適正に実施するための手続を定める。

（募集）

第 2 条 市長は、指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 自立支援施設の概要
- (2) 応募の資格
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の基準及び手順
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (8) 申請に必要な書類の内容
- (9) その他福祉局長が必要と認める事項

（申請）

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は次に掲げる書類を、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則第 3 条に定める指定申請書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度、前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 自立支援施設についての事業計画書
- (6) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書
- (7) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要がわかるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、福祉局長が必要と認める書類

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 市長は、前条の申請を行った団体（以下「申請団体」という。）のうちから、別に定める業務の基準を達成し、かつ、次に掲げる選定の基準に照らし、自立支援施設の管理を行うに最も適当と認める申請団体を指定管理者の候補団体（以下「指定候補団体」という。）として選定するものとする。

- (1) 横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスに対し生活指導や就業支援等を行い、その自立を支援する等、自立支援施設の設置目的に基づく運営が図られていること。
- (2) 自立支援施設が設置されている地域の実情等を把握し、適切かつ公平に、利用者の個々の実情に合った自立支援のための事業が実施できること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定期間中、安定した管理を行うことのできる実績及び能力を有していること。

2 市長は、前項の選定にあたっては、次条に定める横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（指定管理者選定委員会）

第5条 市長は指定管理者の選定にあたって意見を聴くため、あらかじめ横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は5人以内の委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（選定結果の通知）

第6条 市長は、第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知するものとする。

（再度の選定）

第7条 市長は、前条の規定による通知をした後、指定候補団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じ、指定候補団体を選定し直す必要が生じたときは、指定候補団体となった団体を除く申請団体から、再度第4条の規定により指定候補団体を選定するものとする。

（選定結果の報告）

第8条 市長は、指定候補団体を選定したときは、直ちに指定管理者の指定議案を議会へ提出する手続きをとるものとする。

（協定の締結）

第9条 指定候補団体は、指定管理者の指定を受けたときは、市長と自立支援施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 第3条第5号の事業計画書に記載された事項
- (4) 本市が支払うべき経費に関する事項
- (5) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 利用状況及び事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (8) その他福祉局長が必要と認める事項

（指定の取消等）

第10条 市長は、次に掲げる場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるとき。

（その他）

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月8日から施行する。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 17 年 7 月 8 日 福保第 1067 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を管理運営する指定管理者の指定のため、横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱第 5 条の規定に基づき設置する横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」と言う。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、自立支援施設の指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の選定のプロセスに関する検討
- (2) 選定基準に関する検討
- (3) 公募要項に関する検討
- (4) 自立支援施設の指定管理者として指定を受けようとする団体から提出される事業計画書等の審査及び優秀提案者の選定

（組織）

第 3 条 選定委員会は、学識経験者、自立支援施設のある地域の実情に詳しい者、ホームレスの実情に詳しい者等から福祉局長が委嘱した者をもって組織する。

（委員長）

第 4 条 選定委員会に委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、第 2 項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

（選定委員会の解散）

第 5 条 選定委員会は、選定委員会が選定した指定管理者の候補団体が、市長により指定管理者に指定された日をもって解散する。

（会議）

第 6 条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第 4 条第 2 項の規定により委員長を定めるまでの間は、福祉局長が招集する。

- 2 選定委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 選定委員会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員でない者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会に専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員の責務）

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、当該事案に関する公募に参加してはならない。

委員が当該事案に関する公募に参加したことが判明したときには、選定委員会は委員が関与した指定希望団体を選考対象外とする。

（守秘義務）

第9条 委員、事務局員、その他選定委員会の場に出席した者は、選定を通じて知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び選定委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

（会議の公開）

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により会議は公開とする。ただし、選定委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（審査の公表等）

第11条 選定委員会における審査結果等は、市長が指定管理者として選定した後に公表する。

2 選定委員会は指定管理者の選定過程に係る公平性、透明性を確保するため、選定委員会の議事録を整備するものとする。

（事務局）

第11条 選定委員会の事務局は、福祉局生活福祉部援護対策担当が行う。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月8日から施行する。